

さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰運搬(熊谷市)業務

業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、さいたま市（以下「委託者」という。）が委託するさいたま市クリーンセンター大崎から搬入施設までの焼却灰運搬を円滑に、かつ適正に実施するために必要な事項を定める。

2 件名

さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰運搬(熊谷市)業務

3 履行場所

積込場所

履行場所 さいたま市緑区大崎 317

名 称 さいたま市クリーンセンター大崎

搬入施設

履行場所 埼玉県熊谷市三ヶ尻 5310

名 称 太平洋セメント株式会社 熊谷工場

4 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

5 予定数量

焼却灰 2,000t

なお、搬出量が予定数量に達しない場合には、契約期間の満了をもって打ち切りとする。

月毎の目安の数量は下表のとおりとする。十分な車両を手配すること。

(単位: t)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
180	280	180	160	160	160	160	120	120	100	180	200

6 運搬車両

運搬車両は、下記の基準に適合するものを受託者が用意する。

- (1) 最大積載量10t程度の天蓋付ダンプ車であること。
- (2) ディーゼル車は、条例によるディーゼル車排出ガス規制に適合したものであること。
- (3) 運搬車両の寸法は、以下の規格に適合したものであること。(別紙-1)

車両の長さ：全長11.3m以内、フロントから後輪までの車長8.6m以内

7 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 積込場所における焼却灰の積込み

ア 委託者が手配した運転員が操作するクレーンによって、灰貯留ピットに貯留した焼却灰を受託者の用意した運搬車両に積込むものとする。

- イ 積込は原則午前 5 時 45 分から午前 8 時までに行うこととする。なお、積込の順番については、他の搬出車もあるので計画に基づくものとする。
 - ウ 搬出の日程について委託者の計画に基づくものとする。
 - エ 業務実施場所周辺の清潔保持に努めること。
 - オ 所定の場所以外に、委託者の許可なくして立ち入らないこと。
 - カ 施設の機能に支障をきたす行為をしないこと。
 - キ 構内における車両の走行は、他の車両に十分注意し、常に徐行（15 km/h 以下）すること。
 - ク 積込終了後はその都度委託者の計量所で計量し、計量伝票を受け取ること。
- (2) 搬入施設への運搬と荷卸し
- ア 交通法規はもとより関係法令等を遵守し、安全かつ確実に行うこと。
 - イ 積荷が飛散及び流出しないように運搬すること。
 - ウ 運搬中においては、積荷へ他のものを混入しないこと。
 - エ 搬入施設では搬入施設職員の指示に従い、荷卸しを行うこと。

8 業務開始前の提出書類

受託者は、下記の書類を各 1 部提出し委託者の承認を得た上で業務を行わなければならぬ。

- (1) 着手届
- (2) 運搬車両一覧表
- (3) 車検証写し
- (4) 運転者一覧表
- (5) 運搬車両を運転するための運転免許証写し
- (6) その他委託者の指示するもの

9 業務報告

受託者は、下記の書類を翌月 10 日までに提出し、委託者の検査を受けなければならない。

本業務の運搬実績量は、委託者の指定するトラックスケールで計量を行った量を基準とする。

- (1) 完了報告書
- (2) 業務実施報告書（別紙－2）

10 検査

委託者は、報告書に基づき、業務委託部分検査及び業務委託完了検査を実施する。なお、必要と認めるときは臨時に検査を実施することができる。受託者は、検査の結果、業務の補正を命じられたときは遅滞なく当該業務の補正を実施し、委託者に完了の報告を行い、再検査を受けなければならない。

11 委託料の支払い

委託料の支払いについては、毎月の運搬実績量に応じて月毎に支払うものとする。受託者は、委託者による検査に合格した後、運搬実績量に契約単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を、委託者に対し請求するものとする。算出額の 1 円未満は切り捨てるものとする。

12 法令等の遵守

受託者は、業務委託を適正に実施するため、本仕様書、契約書、さいたま市業務委託契約基準約

款及び廃棄物処理及び清掃に関する法律、並びにその他関係法令に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

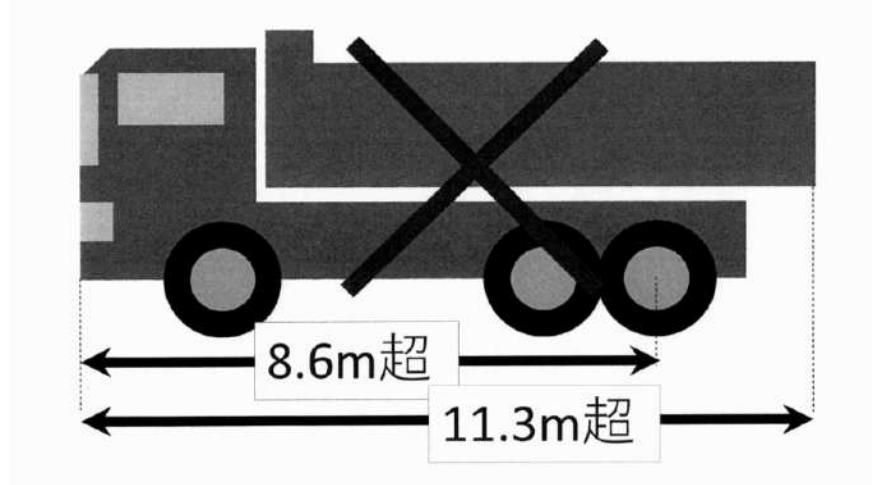
なお、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、委託者において当該委託契約を解除することができる。

1.3 一般事項

- (1) 受託者は、周辺住民に迷惑を及ぼさず、また苦情が発生しないよう十分注意し、万一発生した場合は直ちに委託者に報告し、受託者の責任において必要な措置を行うこと。
- (2) 受託者は、業務実施中における重大事故等の緊急事態発生に備え、事前に連絡体制を整え、応急措置に対する準備をしておかなければならぬ。
- (3) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
- (4) 受託者は、各業務上緊急に必要と認められるとき（災害、火災、停電、断水）は臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告する。
- (5) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (6) 受託者は、上記（1）から（5）の他、委託者の依頼に基づく業務については協議による。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項であっても、法令により義務付けられている事項及び軽微な変更など業務上当然に必要な事項については、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決める。
- (8) 受託者は業務を行うにあたり、情報資産（個人情報を含む。）の取扱いについては、「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

運搬車両の規格について

車両の長さ：全長 11.3 m以内、フロントから後輪までの車長 8.6 m以内



業務実施報告書

令和 年 月 日

さいたま市長

住所
受託者 会社名
代表者名

さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰運搬(熊谷市)業務に関する、
令和 年 月分の業務を次のとおり実施しましたので報告いたします。

業 務 実 績 表

日	台数	運搬量 [t]	日	台数	運搬量 [t]
1			17		
2			18		
3			19		
4			20		
5			21		
6			22		
7			23		
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16			計		